

要綱第 77 号第 10 条 1 項「入札参加申請を提出するときに、既に契約検査課契約による手持工事(随意契約を除く。)が市内本店業者は 3 件以上、市内支店業者は 2 件以上ある場合」同文は、
「・・・既に総件数（事前審査時点（配達指定日）及び事後審査時（落札候補者審査時））が契約検査課契約による手持工事（指名競争入札を含む、随意契約・単価契約を除く。）・・・」と解する。

なお、前年度からの繰越し等の案件については含まないものとする。

すべての業種を対象とするが、水道総務課の契約は別とする。